

盛岡広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年4月4日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡滝沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
滝沢市鵜飼下高柳8番3地先から2番12地先まで	新	m 22.0～18.0	m 248.1
	旧	22.0～13.2	248.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年4月4日から同年5月8日まで